

JBDF 会員の皆様へ

緊急事態宣言が全国に拡大したことに伴い、休業した事業者に対する給付金や、収入が減少した事業者に対する各種助成や融資等の援助が、国や各自治体等により順次整備されております。つきましては各会員やダンス教室の皆様に、国や自治体の行なっている給付・助成・援助等の現時点での状況をお知らせいたします。

- ・ 政府よりの生活支援臨時給付金（新型コロナウイルス関連）

一律10万円

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-19/kyufukin.html

コールセンター 03-5638-5855（9:00～18:30 土、日、祝日を除く）

（総務省のHPより）

給付金の申請及び給付の方法

感染拡大防止の観点から、給付金の申請は次の(1)及び(2)を基本とし、給付は、原則として申請者の本人名義の銀行口座への振込みにより行う。

（※）なお、やむを得ない場合に限り、窓口における申請及び給付を認める。その際、受付窓口の分散や消毒薬の配置といった感染拡大防止策の徹底を図る。

(1) 郵送申請方式

市区町村から受給権者宛てに郵送された申請書に振込先口座を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに市区町村に郵送

(2) オンライン申請方式（マイナンバーカード所持者が利用可能）

マイナポータルから振込先口座を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請（電子署名により本人確認を実施し、本人確認書類は不要）

- ・ 東京都感染拡大防止協力金（東京都限定）

<https://www.tokyo-kyugyo.com>

4月16日～5月6日の間休業している事業者に支給されダンス教室も含まれる。

【支給額】50万円（2事業所以上で休業等に取り組む事業者は100万円）

（都HPより）

※ 専門家による確認

本協力金は、専門家が申請要件を満たしているか、添付書類が十分かなどについて事前に確認することにより、円滑な申請と支給を目指しています。なお、専門家による事前確認がなくとも申請いただくことは可能ですが、追加書類の提出を求めたり、確認のための連絡をすることがあるので、支給まで時間を要する場合があります。円滑な申請と支給に向けて、次の専門家の確認を受けていただくようお願いします。

（対象となる専門家）

- ・ 東京都内の青色申告会 4
- ・ 税理士
- ・ 公認会計士
- ・ 中小企業診断士

※これまでに、アドバイスや指導を受けている上記に該当する専門家がいらっしゃる場合は、その方へ事前確認を依頼してください。

※専門家に依頼した事前確認にかかる費用については、一定の基準により東京都が別に措置いたしますので、そのことを前提に専門家とご協議ください。

※東京都から当該専門家に照会することがあります。

※ダンス教室の場合の申請用紙記入における記入例を以下に記します

営業内容→「ダンススクール経営」と記入

業態等の種類→「大学・学習塾等」と記入

業態等の施設→「その他」と記入

特記事項→「（公財）日本ボールルーム連盟 認定教室または正会員による経営」等と記入

中小企業基本法の業種→「サービス業」と記入

(必要事項記入例)

別紙 1

東京都感染拡大防止協力金申請書兼事前確認書

東京都緊急事態措置に伴う休業等の要請に基づき、以下のとおり取り組むため、東京都感染拡大防止協力金を申請します。なお、下記に記載した事項については事実と相違ありません。

令和 2 年 月 日

申請事業主

〒

東京都知事 殿

所在地

名称

代表者

職氏名

記

対象施設の情報	フリガナ				左記の他に 所
	名称				
	フリガナ				※休業する都内事業所が2か所以上ある場合は、左記以外のその全てを裏面に記載ください。
	住所				
電話番号		営業内容	ダンススクール経営	特記事項 (公財)日本ボールルームダンス連盟認定教室	
業態等	種類	大学 学習塾等	施設		その他

取組内容	全面休業	<input type="checkbox"/> 4月16日(木)から5月6日(水)まで、全ての期間休業します。				
	営業時間の短縮(食事提供施設の場合)	<input type="checkbox"/> (1) 4月16日(木)から5月6日(水)まで、19時以降に酒類を提供しません。				
		<input type="checkbox"/> (2) 4月16日(木)から5月6日(水)まで、以下のとおり営業時間を短縮(休業)します。				
		日付	【従来の営業時間】	【期間中の実際の営業時間】	【備考】	
		4/16 木	~	⇒	~	
		4/17 金	~	⇒	~	
		4/18 土	~	⇒	~	
		4/19 日	~	⇒	~	
		4/20 月	~	⇒	~	
		4/21 火	~	⇒	~	
		4/22 水	~	⇒	~	
		4/23 木	~	⇒	~	
		4/24 金	~	⇒	~	
		4/25 土	~	⇒	~	
		4/26 日	~	⇒	~	
		4/27 月	~	⇒	~	
		4/28 火	~	⇒	~	
4/29 祝	~	⇒	~			
4/30 木	~	⇒	~			
5/1 金	~	⇒	~			
5/2 土	~	⇒	~			
5/3 祝	~	⇒	~			
5/4 祝	~	⇒	~			
5/5 祝	~	⇒	~			
5/6 祝	~	⇒	~			

申請企業の情報	申請事業者名(法人名又は個人事業主名)	フリガナ							
		名称							
	中小企業者であることの確認	資本金(又は出資金)	万円	中小企業基本法上の業種	サービス業	常時雇用する従業員数	人		
申請者の種別	選択	<input type="checkbox"/> 法人	法人番号				生年	月	日
	<input type="checkbox"/> 個人事業主	住所(※)							

上記内容に修正が生じた場合には、速やかに再提出してください。

※申請企業の情報欄における「住所」は添付の本人確認資料記載の住所としてください。

(東京以外の自治体においては、支給額や申請方法が異なりますので、詳細については各自治体にて確認をお願いします)

- ・ 持続化給付金

新型コロナウイルスの影響により売上げの減少した事業者（ダンス教室含む）に対して給付されます（法人の場合200万円、個人事業主の場合100万円）

詳細は間もなく公表されますので、最新情報に注意してください。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin.pdf>

- ・ 新型コロナウイルス感染症特別貸付（コロナ融資）

日本政策金融公庫において申請を受け付けています。

詳細は窓口まで直接お問い合わせください。

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html

- ・ 雇用調整助成金の拡充

雇用している従業員に対して休業手当を支払った場合に雇用調整助成金が支払われます。詳細は窓口または社会保険労務士にお問い合わせください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

- ・ 教室の家賃について

国土交通省から業界団体を通じて、テナントの賃貸人に対して家賃の支払いについて柔軟な対応を行うよう要請が出されており、現に当面の間の家賃の減免に応じる賃貸人事業者も現れているとのことです。

また、現在与野党において、テナント事業者が支払う家賃の補助や支援についての法案提出の準備がなされています。

ダンス教室を賃借しており、家賃の支払いに苦慮することが予想される皆様におかれましては、以上の状況を参考にして、賃貸人に対して家賃の免除・減額を申し入れるなどして十分に協議・交渉をされることをおすすめいたします。

https://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo16_hh_000201.html

・ JBDF の会費について

JBDF は会員の皆様の現状を十分に認識しておりますので、JBDF の会費につきましては、既に口座から引き落とされている分も含めて、理事会等で機関決定の上、改めて発信させていただきます。

会員の皆様には、外出も制限され、不自由な生活を強いられていることと思いますが、くれぐれも体調に留意されますよう重ねてお願い申し上げます。

(公財) 日本ボールルームダンス連盟

副会長 内田芳昭

専務理事 石原久嗣